

大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第12号

大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程の一部を
改正する規程

大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(失業者の退職手当)	(失業者の退職手当)
第20条 (略)	第20条 (略)
2～10 (略)	2～10 (略)
11 (略)	11 (略)
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) <u>安定した職業</u> に就いた者 雇用保険法第56条の3第1項に規定する就業促進手当（第14項において「就業促進手当」という。）	(4) 職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第1項に規定する就業促進手当（第14項において「就業促進手当」という。）
(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は企業長の指示した雇用保険法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同項に規定する移転費	(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は企業長の指示した雇用保険法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同項に規定する移転費
(6) (略)	(6) (略)
12・13 (略)	12・13 (略)
14 就業促進手当に相当する退職手当の支給があった場合における第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、 <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u>	14 就業促進手当に相当する退職手当の支給があった場合における第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、 <u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u>

	(1) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</u> (2) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u>
15～17 (略)	15～17 (略)
附 則	附 則
1～10 (略)	1～10 (略)
(失業者の特例)	(失業者の特例)
11 <u>令和9年3月31日以前に退職した職員</u>に対する第20条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法施行規則第32条各号に掲げる就職が困難な者であって、雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として別に定める者に該当し、かつ、企業長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは 「イ 雇用保険法施行規則第32条各号に掲げる就職が困難な者であって、雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として別に定める者に該当し、かつ、企業長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、企業長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除	11 <u>平成34年3月31日以前に退職した職員</u>に対する第20条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法施行規則第32条各号に掲げる就職が困難な者であって、雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として別に定める者に該当し、かつ、企業長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは 「イ 雇用保険法施行規則第32条各号に掲げる就職が困難な者であって、雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として別に定める者に該当し、かつ、企業長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、企業長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除

く。）」 とする。 12～18（略）	く。）」 とする。 12～18（略）
--------------------------	--------------------------

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程第20条第11項（第 4 号に係る部分に限り、同条第15項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程第 2 条に規定する職員のうち退職したものをいう。以下同じ。）であってこの規程の施行の日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であってこの規程の施行の日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。